北浜の地区計画区域内では行為の届出が必要になります

北浜地区の地区計画区域内で個々の行為に着手する前に「届出」をしていただき、その届出が本地区計画の内容に沿った計画であるかを判断するものです。

届出対象範囲(地区計画区域内)

対 象 行 為	概要
◆ 土地の区画形質の変更	宅地を造成したり、形状や地 目を変えたりするとき
◆ 建築物の建築	建築物を新築・建替・増改築する とき(物置・車庫等の建築を含む)
◆工作物の建設	広告塔や看板、擁壁等の工作 物を設置するとき
◆ そ の 他	建築物の用途の変更等

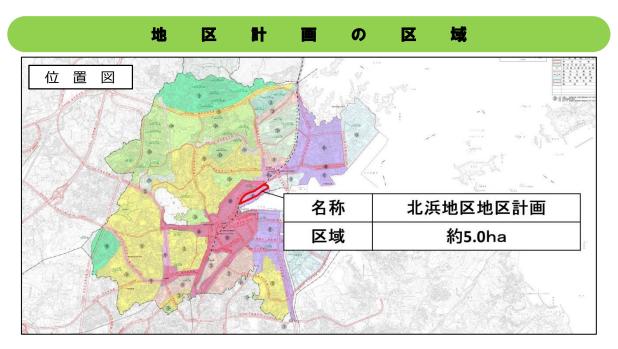
届出期限・・・行為着手の30日前まで

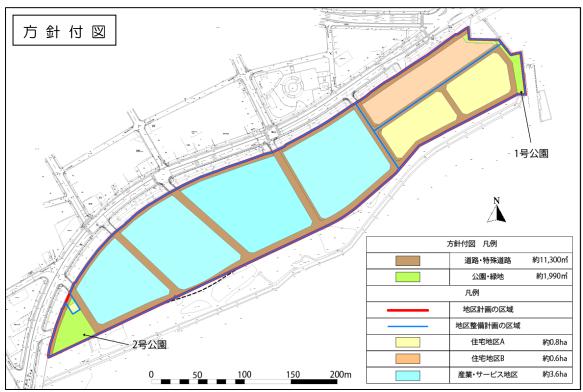
※建築確認申請前に届出をお願いします。

地区計画とは

地区計画は、建築基準法や用途地域では制限できない、地区の特性に応じた詳細な「まちづくりのルール」を地区単位で定め、良好な市街地環境と居住環境の形成及び保全を図るためのまちづくり手法です。

「北浜地区」の土地区画整理事業による整備効果を維持しながら、魅力あるまち並みや、 住みよい環境をつくるため、地区整備計画を定め、地区のみなさまが協力し合いながら快適 で住みよいまちづくりを目指すものです。





地区整備計画の解説

地区の区分	住宅地区A	住宅地区B	産業・サービス地区				
用途地域	準 工 業 地 域						
建築物の 用途の制限 【建築しては ならないもの】	 (1) 建築基準法別表第二(ほ)項 (2) ボーリング場、スケート場、デバッティング練習場その他こ (3) 自動車教習所 (4) 畜舎(ペットとして飼育するびに動物病院及びペットショを除く) (5) 自動車修理工場 (6) 火薬、石油類、ガスなどの危己の使用のための貯蔵施設等 	(1) カラオケボックスその他これらに類するもの (2) マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) キャバレー、料理店、ダンスホールその他これらに類するもの (4) 自動車教習所 (5) 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理をする施設(自己の使用のための貯蔵・の時間であります。					
敷地面積の 最低限度	120 m ² 例えば、240 m ² の宅地を新たに分割する場合・・・ 240 m ² 120 m ²		200 m ² 例えば、900 m ² の宅地を新たに分割する場合・・・ 900 m ²				
		E離 0.5m以上	1.0m以上				
壁 面 の 位置の制限	※【適用除外】 ①軒高 2.3m以下の物置等で隣地境界からの後退距離に満たない部分の床面積の合計が 5 ㎡以下のもの②軒高 2.3m以下の車庫 ③建築物の附属部分等で出窓(床面積に算入されるものを除く。)						
	15m (5階程度)	18m (5階 災害公営住宅)	制限なし				
建築物の高さの最高限度	15m	18m	(※産業サービス地区の一部については、「景観条例」において高さが制限されます。詳しくは、都市計画課までお問い合わせ下さい。)				
建築物等の 形態又は 意匠の制限	る色調とし、まち並みとの調和 ②屋外広告物の設置については自	家用のみとし、まち並みとの調和(彩度が低い 建新					

届出に必要な書類

下記の書類を正副2部ご提出ください。

- 届出書類 「地区計画の区域内における行為の届出書」
- 添付図書

届出行為の種類添付図書の種類	縮尺	土地の区画形質の変更	建築物の建築	建築物等の用途の変更	形態・意匠の変更
位置図	1/1,000以上	•	•	•	•
区域図・周辺公共施設配置図	1/1,000以上	•			
設計図・施行図	1/100 以上	•			
配置図	1/100 以上		•	•	•
立面図(2面以上) ※着色しマンセル値を記入	1/50以上		•	•	•
各階平面図	1/50 以上		•	•	

[※]その他参考図書を提出いただく場合があります。

届出の手続き

届出期間:行為着手の30日前まで

届出窓口:塩竈市産業建設部まちづくり・建築課 (塩竈市本町1-1 壱番館庁舎2階)

提出書類に基づき審査を行います。届出行為の適合・不適合については、速やかに通知書によりお知らせいたします。

不適合の場合、設計の変更等必要な措置について「勧告」を行うことがあります。

※工事着手後に設計の内容などに変更があった場合には「変更届出」が必要となる場合があります。



詳しくは、下記の相談窓口までお問合せください。

■お問合せ先〒985-0052 塩竈市本町1-1 塩竈市役所 壱番館庁舎2階 産業建設部まちづくり・建築課 電話022-364-2510 内線811